

## 文京区プール条例の一部を改正する条例

### 1 改正のあらまし

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の制定の趣旨を踏まえ、プールの経営の譲渡に係る地位の承継について定めるほか、幼保連携型認定こども園に係るプールの経営許可の適用除外の規定を整備する。

### 2 新旧対照表

文京区プール条例（昭和50年3月文京区条例第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（経営の許可等）</p> <p>第三条 プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校（以下「学校」という。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園において、専ら学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を設置しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>（地位の承継）</p> <p>第三条の二 前条第一項の規定による許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）が当該許可に係るプールの経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割（当該経営</p>	<p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（経営の許可等）</p> <p>第三条 プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校（以下「学校」という。）において、専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を設置しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>（地位の承継）</p> <p>第三条の二 前条第一項の規定による許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）について相続、合併又は分割（当該許可に係るプールの経営を承継させるものに限る。）があつたとき</p>

を承継させるものに限る。)があつたときは、当該経営を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 (略)

第四条から第十五条まで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区プール条例第三条の二の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があつた場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

は、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係るプールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係るプールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。

2 (略)

第四条から第十五条まで (略)